

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名：大内 勇也

大内勇也氏から提出された博士学位請求論文『人権条約形成過程における法律家の影響力—規範から制度への政治メカニズム—』は、「人権条約の制度設計はどのように決まるのだろうか」を主たる問いとして、国家主権に大きな制約を課す個人通報制度や人権裁判所が規定される高い法制度化を伴った人権条約が形成される要因を探ることを試みたものである。その際に条約形成に関わる法律家の影響力に着目した新たな分析視角を提示し、道義的な問題領域（あるいは規範をめぐる政治）として見なされがちな人権保障をめぐる政治において、技術的能力である法的専門性が影響力の源泉として機能することを示している点にその斬新さを見出すことができる。

本論文の構成は以下の通りである。まず、第一章では、法律家の影響力に着目した分析枠組みを提示している。この分析枠組みは、国際政治学における「知識共同体」(epistemic community)論に基づくもので、法律家が専門性に基づき条約形成過程で影響力を及ぼすメカニズムを説明するためのものである。法律家による影響力行使の手段として、(1)条約起草という議題設定段階における人権問題の法的枠組みの提示、(2)法律家が政府間交渉の争点を限定し、議論を方向付ける交渉原案の起草、そして(3)自らの構想を政府側に説得するための政府間交渉への介入、の三つを提示する。また、法律家の影響力の程度に作用する三つの条件として、(1)法律家間の政策構想一致と専門性の独占、(2)条約形成に伴う不確実性、(3)政府間の政策をめぐる対立、を挙げる。ここで提示された分析枠組みに基づいて、続く三つの章では実際の人権条約形成過程が実証的に分析される。

第二章で分析対象となるのは、1950年に欧州審議会にて採択された欧州人権条約である。この事例では、交渉原案の起草段階、交渉草案起草作業段階それぞれで法律家が深く影響力を行使し、政府間交渉においても、条約起草を主導してきた法律家がフランス代表として交渉へ直接介入し、その構想を基本的に維持する形で欧州人権条約の高い法制度化を実現したことが示されている。そして、その条件として、欧州人権条約形成の各段階において、法律家が常に一致した政治主体として働きかけ、専門性を独占している状況にあったことが示される。また、当時は人権条約が存在せず政府側は不確実な状況にあり、法律家が主導する条約形成に対して受動的となっていた。さらに、条約交渉では政府間の対立が膠着状態に陥り、法律家による介入の余地が生じた。このように、法律家に有利な条件が維持されたため、法律家の構想に基づく人権条約が形成されたとする。

第三章では、1969年に米州機構(OAS)にて採択された米州人権条約が取り上げられる。本章での分析では、この条約に個人通報制度と人権裁判所の規定が盛り込まれた要因として、米州人権委員会(IACHR)の法律家による影響力行使があったことが主に明らかにされる。キューバ革命によって不安定化したカリブ地域の人権問題から人権保障の必要性の認識を背景として、IACHRがこの人権問題に対して独自に取り組み、政府側の思惑を超える実質的な地域人権保障を既成事実化のさらなる制度化を進めて条約起草を提案し、政府側に受け入れさせたほか、交渉原案の起草段階でも主導権を獲得したこと、米州人権条約の形成は長期的かつ漸進的に進展したため、政府側が少しずつIACHRの条約構想を受け入れていく過程であったことなどが示される。また、IACHRは、この条約形成の各段階において一致して振る舞い、その専門性を独占していたほか、米州においては人権条約がほとんど存在せず政府側は不確実な状況にあったため、IACHRに対して受動的であり、最終的なIACHRの条約構想の受け入れは、当初の政府側の姿勢から鑑みると大きな転換を意味する成果につながったことが説明される。

第四章では、1981年にアフリカ統一機構(OAU)で採択されたバンジュール憲章を取り上げる。そして先行する二章とは対照的に法制度化の低いこの人権憲章の形成過程においては、関与した法律家が十分に影響力を行使できなかったことが示される。アフリカ諸国が地域人権保障の必要性を認識したのは、当時のウガンダなどの独裁国家による人権侵害が契機であったものの、条約形成に消極的な状況にあった。この状況で法律家は、アフリカ諸国が重視していた「発展の権利」という新たな人権規範の条約化という法的枠組みを提示したことで、政府側は条約起草という議題設定を受け入れるところまでには至る。しかし、交渉原案の起草段階において、関与していた法律家は条約構想を一致させられず、競合する異なる草案が提示されたが、これは法律家が専門性の独占という条件を失う結果を招くことになった。この条約の起草過程では、法律家の条約構想は既存条約に倣っていたため、政府側にとって不確実性は低かったことに加え、政府間の条約交渉段階でも法律家はほとんど影響力を行使できず、専ら政府間政治として進行したことから、バンジュール憲章の法制度化は限定的となったとする結論が導かれる。

終章では、以上の議論をまとめて本稿の結論を述べた上で、原則的な人権規範と条約による法規範を区別する本論文のアプローチを踏まえ、人権保障をめぐる国際政治を理解するためには、規範の異なる側面を切り分けて分析することの重要性を改めて確認している。

以上の内容を持つ本論文は、次のような点において優れている。第一に、法律家を取り上げる形で、近年欧州統合史などの研究において専門家の役割に着目する研究がなされている系譜に重要な貢献を行っている点である。第二に、三地域にわたる横断的な地域研究のアプローチに基づいた分析を行うことで、一般的には国際規範として扱われやすい人権とその保護にかかわる条約形成の問題をそれぞれの地域文脈で扱う形で、丹念かつ明晰な分析が行われている点である。第三に、人権分野での専門家の役割を扱う形で、従来の国際政治学における「知識共同体」論に対する新たな分析の可能性を拓いている点である。

しかし、こうした優れた内容を持つ本論文にもいくつか疑問も示された。第一に、理論的に説明されている「不確実性」という概念が、果たして実証分析で扱われている「不確実性」と整合的なものであるのかという点である。また、第二に本論文の分析対象となっている「法律家」についても、それぞれの文脈では所与のように記述されているものの、その影響力にかかわる制度的基盤の相違などはないのか、といった疑問である。第三に、わかりやすさを補完するために提示されている表の中には追加的な説明がないとかえってわかりにくいなどの指摘がなされた。

こうした疑問や課題は出されたものの、これらは今後さらに検討されるべき課題という性格を持つものであり、本論文の学術的な価値を損なうものではない。

従って、本審査委員会は、全員一致で、本論文提出者は博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。